

# ウインターライフ推進協議会 規 約

平成19年3月 2日 制定  
平成21年9月18日 改訂  
平成22年7月 1日 改訂  
平成24年4月 1日 改訂  
平成25年10月15日 改訂

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、「ウインターライフ推進協議会」（以下「協議会」）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、札幌市を拠点とし、積雪寒冷地における冬を安全・安心・快適に過ごすとともに、冬を楽しむための環境づくりを通じて地域社会へ貢献することを目的とする。

(活動内容)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

- (1) 雪みちでの転倒防止活動等に関する普及啓発および調査研究
- (2) 冬を快適に過ごすための普及啓発および調査研究
- (3) その他、協議会の目的を達成するために必要な活動

## 第2章 会 員

(会員)

第4条 協議会の個人会員および団体会員は、協議会の運営に参画するとともに、前条に示す活動内容の企画立案、実施などに主体的に関わるものとする。

2 協議会の会員は以下の通りとする。

- (1) 個人会員 協議会の目的に賛同する個人
- (2) 団体会員 協議会の目的に賛同する法人、団体

3 協議会の目的に賛同する個人、法人、団体は、協議会へ入会することができる。但し、会員の推薦を要するものとする。

(入会・退会)

第5条 協議会に入会しようとするものは、別に定める入会申込書を会長に提出し、会長の承認を受けなければならない。

2 協議会を退会しようとする会員は、別に定める退会届を会長に提出しなければならない。

3 会員が次の各号の一つに該当する場合は、幹事会の議決を経て、会長がこれを除名することができる。

(1) 本規約に違反した時

(2) 協議会または他の会員の名誉を傷つける行為があったとき

(3) その他、協議会の目的に反する行為があったとき

### 第3章 サポーター

(サポーター)

第6条 サポーターは、協議会の目的に賛同し、別途定める賛助金を納める個人、法人、団体とする。

2 サポーターは、会員を兼ねることができる。

3 サポーターは、総会に出席することができる。

### 第4章 組織

(役員)

第7条 協議会の運営のために、次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 幹事長 1名

(3) 幹事 2名以上

(4) 監事 1名以上

(役員を選任等)

第8条 役員は協議会の総会において会員の中から選任する。

2 幹事および監事は、相互にこれを兼ねることはできない。

3 役員任期は、選任された日より次の総会開催日までとし、再任を妨げな

い。

(会長)

第9条 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。

2 会長に事故ある場合は、幹事長がその職務を代行することとする。

(幹事長および幹事)

第10条 幹事は幹事会を構成し、規約および総会の議決に基づき、協議会の運営および事業を執行する。

2 幹事長は幹事会を代表し、会務を統括する。

3 幹事長に事故ある場合は、幹事長が指名した幹事がその職務を代行する。

(監事)

第11条 監事は、会長および幹事会の会務の執行、その他の協議会の活動内容を監査する権限を有する。

2 監事は、総会において監査結果を報告しなければならない。

3 監事に事故ある場合は、監事または会長の指名した代理人がその職務を代行する。

(アドバイザー)

第12条 協議会に、アドバイザーを置くことができる。

2 アドバイザーは会長が委嘱する。

3 アドバイザーは、会長の諮問に応じて協議会の活動に対し助言する。

4 アドバイザーは、総会に出席することができる。

## 第5章 総会

(総会の構成員)

第13条 協議会の総会は個人会員、団体会員により構成する。

2 個人会員は、当該会員を総会構成員とし、代理は認めない。

3 団体会員は、当該会員のうち、代表者1名を総会構成員とする。

(総会)

第14条 総会は第13条で定める総会構成員をもって構成する。

2 協議会の総会は、毎年1回、会長が招集する。

3 前項とは別に、幹事会の求めに応じて、臨時総会を開催することができる。臨時総会の招集は会長が行うものとする。

4 総会では以下の事項を議決することとする。

- (1) 規約の改廃に関する事
- (2) 事業報告および収支報告に関する事
- (3) 事業計画および収支計画に関する事
- (4) 役員を選出に関する事
- (5) その他協議会の運営に重要な事項に関する事

5 総会の議長は、総会を招集したものが務める。

(総会の成立条件)

第15条 総会の成立条件は、第13条に定める総会構成員のうち、委任状を含め現在数の3分の1以上の出席が認められた場合とする。

(議決)

第16条 総会の議事は、出席会員の過半数をもってこれを決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

2 出席しない総会構成員は、出席する他の会員または議長にその議決権の行使を委任することができる。

3 前項により議決に加わる総会構成員は、総会に出席したとみなす。

## 第6章 会 計

(会計)

第17条 協議会の事業を遂行するために必要な経費は、以下の収入をもって充てる。

- (1) 協議会が行う事業に対する個人、法人、団体からの協賛金
- (2) 協議会の趣旨や目的に賛同する個人、法人、団体からの寄付金
- (3) サポーターによる賛助金
- (4) その他の収入

(余剰金)

第18条 余剰金が生じた場合は、翌年度へ繰り越すものとする。

(会計年度)

第19条 協議会の会計年度は4月1日から翌年3月31日とする。

## 第7章 事務局

(事務局)

第20条 協議会の運営に必要となる事務処理、会計処理などを実施するために、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、一般社団法人北海道開発技術センター（札幌市北区北11条西2丁目2番17号）が担当する。

## 第8章 その他

(その他)

第21条 本規約に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は会長が別途定める。

(附 則)

1 この規約は、平成19年3月2日から施行する。

2 この規約は、平成25年10月15日より適用する。